

掛川市告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止する。その関係図面は、平成23年10月4日から2週間掛川市道路河川課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

掛川市長 松井三郎

市道廃止路線表

| NO | 路線名      | 起点             | 終点             | 重要な経過地 |
|----|----------|----------------|----------------|--------|
| 1  | 西大渕163号線 | 西大渕字三番町前1033-1 | 西大渕字三番町前1032-1 |        |